

栄町経指令第414号  
令和6年3月18日

## 一般廃棄物処理業許可証

住 所 鎌ヶ谷市鎌ヶ谷三丁目5番38号  
株式会社 丸幸  
氏 名 代表取締役 渡 邊 均

令和6年3月12日付けで申請のあった件については、下記のとおり許可する。

栄町長 橋 本 浩



### 記

- 1 許可番号 第 1 2 号
- 2 許可期間 令和6年 4月 1日から  
令和8年 3月31日まで
- 3 許可区分 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く)の収集・  
運搬業
- 4 許可条件 (1) 収集運搬する車輛に許可番号(栄町許可第12号)を表示すること。  
(2) 町内から発生される一般廃棄物の搬入場所は、印西クリーンセンターに搬入すること。また、再生利用の目的となる一般廃棄物(ペットボトル)は、株式会社丸幸が運営する中間処理場に搬入すること。  
(3) 一般廃棄物収集運搬業実績報告書を翌月の10日までに提出すること。  
(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守すること。  
(5) その他町長が必要に応じ指示する事項を遵守すること。